

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">職員の育児休業等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）<u>第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項（育児休業法第十二条及び第十九条第六項）</u>において準用する場合を含む。）、<u>第七条、第八条、第十条第一項及び第二項（育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項、第二項、第三項及び第五項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第二十九条 （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第三十条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の時に、<u>第二条第四号ロ</u>に該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p><u>（削る）</u> <u>（削る）</u></p> <p>（<u>第一号部分休業</u>の承認）</p> <p>第三十一条 <u>育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第一号部分休業」という。）の承認は、</u>三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2 職員の勤務時間条例第十三条又は学校職員の勤務時間条例第十五条に</p>	<p style="text-align: center;">職員の育児休業等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）<u>第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項（育児休業法第十二条及び第十九条第三項）</u>において準用する場合を含む。）、<u>第七条、第八条、第十条第一項及び第二項（育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条～第二十九条 （略）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第三十条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする</p> <p>一 （略）</p> <p>二 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の時に、<u>次のいずれにも</u>該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p><u>イ 第二条第四号ロに該当する非常勤職員</u> <u>ロ 一日の勤務時間を考慮して委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第三十一条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 職員の勤務時間条例第十三条又は学校職員の勤務時間条例第十五条に</p>

規定する特別休暇(委員会規則で定める年齢に達しない子を育てる場合のものに限る。)の承認を受けている職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第一号部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

一・二 (略)

(第二号部分休業の承認)

第三十一条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下この条において「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第三十一条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第三十一条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

規定する特別休暇(委員会規則で定める年齢に達しない子を育てる場合のものに限る。)の承認を受けている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第三十一条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第三十三条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十二条 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第三十三条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

第三十四条・第三十五条 (略)

(新設)

第三十二条 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第三十三条 第十四条の規定は、育児休業法第十九条第三項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由について準用する。

第三十四条・第三十五条 (略)

改正後	改正前
<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第十五条の二 （略）</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第十五条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条並びに<u>第十六条の二第一項第二号及び第二項第二号</u>において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十五条の四・第十六条 （略）</p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第十六条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下こ</u></p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第十五条の二 （略）</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第十五条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十五条の四・第十六条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

の項において「第二項申出職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

二 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

三 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第十七条・第十八条 （略）

附 則

第一条～第八条 （略）

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第九条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十八号）第五条第一項第二号の規定による特別休暇」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十三条」に、「休暇の承認」を「特別休暇（生後一年に達しない生児を育てる場合に限る。）の承認」に改める。

第十七条・第十八条 （略）

附 則

第一条～第八条 （略）

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第九条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十八号）第五条第一項第二号の規定による特別休暇」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十三条」に、「休暇の承認」を「特別休暇（生後一年に達しない生児を育てる場合に限る。）の承認」に改める。